

平成23年度 第2回とよた森づくり委員会 会議録

開催日時：平成23年11月21日（月） 午後1時30分～午後3時30分

開催場所：市役所 南31会議室（南庁舎）

出席委員：岡本 謙 中根 芳郎 宇井 和男 大江 忍
大畑 孝二 小幡満理子 蔵治光一郎 澤田恵美子
鈴木 禎一 山本 薫久 山口 俊行

以上 11名

オブザーバー：鈴木産業部長

近藤愛知県豊田加茂農林水産事務所林務課長

事務局出席者：原田産業部専門監兼森林課長

森林課 加藤主幹、北岡主幹、鈴木副主幹、塩田係長、村井主査

（開会時間 午後1時31分）

開 会

1 会長あいさつ

○岡本会長

どうも皆さん、御苦労さまです。寒くなったり暑くなったり、いろいろしてはいますが、今日はちょっと寒い。新しい課題をちょうだいしていますので、またいろいろと御意見あるかと思っておりますので、十分論議をしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

それでは、議題のほうに入りたいと思ひます。

森林整備計画のほうですね、説明よろしくお願ひします。

2 議事

（1） 豊田市森林整備計画について

○村井主査

改めまして皆さん、こんにちは。初めてこちらの森づくり委員会に出席をさせていただきます市役所の森林課の村井と申します。今年異動してきましたこの市町村森林整備計画を担当させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

前回第1回森づくり委員会の際に、市町村森林整備計画の変更についての説明をさせていただいたと思ひますが、前回の説明の再確認と、今回の計画につきまして、事前に資料1と2を委員の皆さんにも配付をさせていただきますので、確認をさせていただいていると思ひますが、ざっと説明をさせていただきますので意見を伺いたいと思っております。

それでは、資料1と2の説明をさせていただきます。

まず、資料1、2につきまして、何点か誤字脱字があり、大変申しわけありませんでした。

まず1番、計画の変更方針。前回の方針の再確認という形になりますが、今回の市町村森林整備計画は変更という形で、昨年度策定をしていただいて10年間の計画を立てましたが、森林法の改正に伴って必然的に改正を今年度して、来年の4月から施行計画の変更という形にさせていただく予定になっております。豊田市におきましては、今回の市町村森林整備計画と平成19年からあります「森づくり構想」、あと「森づくり基本計画」というのがありますが、基本的には森づくり構想、森づくり基本計画をマスタープランと位置づけておりまして、今回、変更する市町村森林整備計画につきましては、全国の森林計画、地域森林整備計画と適合した計画となりますので、それに伴った計画という形で作成、変更をしていく予定でございます。

今回の森林法の改正に伴いまして、一番大きな点としては、やはりゾーニングという形になると思いますが、ゾーニングにつきましては、また次の事項で説明はさせていただきます。今からは資料2の本文のほうを簡単に説明させていただきます。

資料2の森林整備計画になりますが、変更後の方向としましては3点あります。まず1点目が、平成23年7月に閣議決定された全国森林計画、あと尾張西三河地域森林整備計画、これは今、縦覧中のものになりますが、これとの整合したものを基本として作成を致します。また、それに伴いまして、国、県からこの市町村森林整備計画の作成の指針というのがありますので、それを参考に項目と文章を作成してあります。三つ目ですが、森づくり構想、森づくり基本計画というのももちろんありますので、そこに合致したもの、内容については、その部分を抽出した形で計画のほうに入れてあります。

それでは、資料2をご覧ください。今回、この計画案を作成しましたが、その中で何点か事前に注意していただきたいことがあります。

まず1点目は、各項目、四角の網かけで書かれている文章があります。例えば、「県の参考文」、あと「作成文」とか「森づくり基本計画」とかありますが、それらは「県の参考文」につきましては県の参考文をもとに作成したということで、「作成文」については豊田市のほうで独自に作成したものになります。また、「森づくり基本計画」や「森づくり構想」というような記載があると思いますが、それはこの「森づくり基本計画」、森づくり構想から文章を引用、参考した形になりますのでご注意ください。本来であれば1から順番に、という形になりますが、時間の問題もありますので、豊田市が作成した文章が大体どういった内容のものかというのをまず説明をさせていただこうと思っております。

まず目次になりますが、今回、変更という形になりまして、幾つかの項目では前の計画と多少違っているところがあります。

1ページ目になりますが、森林整備の現状と課題であります。基本的に前計画と同じ形にさせていただいております。一部分追加、下線の波線が引いてあるところが作成の部分になりますが、森づくり会議の説明を追加させていただきました。

続きまして2ページになります。森林整備の基本方針というところになりますが、この(1)の上から3行部分になりますが、これは森づくり構想の将来像のところを引用した形で、豊田市としては基本的にこういう考えで森林整備を進めていくというふうなことをアピールしてあります。

その下のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キと七つの機能が記載してありますが、これは「全国森林計画」や「地域森林整備計画」とも、この七つの機能で整備等を検討していくという形にしてありますので、それに同じものを記載した形になっております。あとはその説明となります。

4 ページになりますが、森林施業の合理化に関する基本方針となりまして、基本方針につきましてはこの森づくり会議で豊田市として進めております森づくり会議の説明を追加しております。

5 ページ以降は森林整備の方法に関する事項という記載がありまして、立木の伐採の方法、あとは造林の標準的な方法等記載してあります。これも地域森林整備計画と整合を図った文章という形で、県の指針がありましたので、それを参考に記載してあります。

この中で、11 ページを見ていただきたいのですが、間伐及び保育の標準的な方法が記載している形になりますが、11 ページのその他必要な事項という形で、これも森づくり会議の内容になっておりますが、この事業を進めて間伐を進めていきますという意思表示をしてあります。

作業の路網も基本的には県の文章と同じような形にしております。

15 ページになります。森林施業の共同化の促進に関する事項になりますが、共同化になりますと、森づくり会議で団地化を推進して間伐を進めていくというのが豊田市の一番のもので、その内容を記載する形になります。下線がほとんどになってます。前回の計画にも一応その旨を載せてありますが、さらにそれに森づくりの基本計画等を参考に文章を作成してあります。

あとは17 ページ、森林病虫害の駆除又は予防その他については豊田市の状況にあわせた形に作成させていただきました。

その次のページ、その他森林の整備のために必要な事項になりますが、これにつきましても2番の森林整備を通じた地域振興に関する事項、3番の住民参加による森林の整備に関する事項等、森づくり基本計画の18、19 ページになりますが、林業関係者の定住促進とか、都市と農山村の交流促進、住民参加によりますと、市民グループ等との共働の森づくり、森林ボランティアの活動の支援を載せてあります。

ざっと説明をさせていただきましたが、「全国森林計画」から「地域森林整備計画」、それでさらに市町村森林計画という上位との関係があります。なるべく整合を図った中で、豊田市として森づくり構想、森づくり基本計画というのがありますので、そこをうまく整合を図りながら、このように作成をさせていただきました。この中で、もうちょっとこのようなものを盛り込んだらどうか、直したらいいかという意見があればいただきたいと思っております。

以上でございます。

○原田産業部専門監兼森林課長

少し補足させていただきます。今、お手元の資料2の豊田市森林整備計画というものの案を少し走って説明をさせていただいたんですけども、前回もお話ししましたが、森林法で定められました国の計画、県というか、流域ごとの地域森林計画、それからその下に市町村森林整備計画があって、それぞれ整合をとりながら作るということに法律上なってお

りまして、市のほうもこれを作らなければいけないということで、この計画を持っております。それで、全国一斉に、どこの市町村も来年3月31日までに今の県の計画、国の計画に合うように変更しなさいということになって、今、作業が始まっています。その中で、私どもは先回、御説明しましたように、森づくり委員会がありますので、ここで御議論いただいた上で作成していきたいと思っております。

内容につきましても、今、村井のほうから、市の森づくり構想あるいは計画の事項を入れたという話をさせていただいたのですが、目次というか、項目的には県のほうから示されております。あるいは今までの市町村の森林整備計画の項目に沿って、大きくは変わっておりません。指示されたというか、指定されている項目について記載をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○岡本会長

御質問等あれば。

○大畑委員

もともと豊田市森林整備計画があつて、それから今回、変更案でということですが、これ（100年の森づくり構想や基本計画）はもともとあつたのに別の計画を別途つくつたということなんですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

そうです。

○大畑委員

これでは使い物にならんからということで、使い物にならんというか、違うから。でも似たようなものなんですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

その辺をもう1回御説明させていただくと、お配りの資料に平成23年4月1日から23年3月31日と基本計画に書いてありますように、既に23年4月1日の時点で今の計画はあります。その前に、森づくり構想などをつくつた時点でも既にこれはありました。ありましたが、この内容がここでは非常に言いにくいですが、全国一律的な内容で、実際、豊田市として森づくりをどう進めていくか、あるいは戦略をどうしていこうかというところまで踏み込んだ内容になっておりません。例えば植栽本数の基準とか、あるいは伐採の林齢であるとか、そういったものが定められているものだったということで、実質的に戦略的に何かをやっという内容ではなかったということです。それで人工林の間伐が遅れていることをかんがみて、森づくり構想あるいは基本計画を作ってきたというのが豊田市の流れということになります。現在もこの法定計画はありますが、実質的な意味があまりないので構想等を豊田市は作つたということでもあります。

○蔵治委員

これは国からトップダウン的な発想の計画ということで、こちらはボトムアップ的な計画だというふうに理解しております。

○山本委員

関連してですけど、基本的にこれとは別に構想等は豊田市のみで生きているという解釈ですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

そうですね。ですから、この計画は法定計画なので、作らなければいけないですよ。作らなければいけないことになってますので作りますが、戦略として豊田市の意志としては100年の森づくり構想でまとめてありますので、その構想とこれが矛盾しないような形で整備していきたいと思っております。

○岡本会長

次の資料のゾーニングの話を知ると、話がだいぶわかるような気がするんだけど。

○原田産業部専門監兼森林課長

それで、国のほうで示している計画というのは非常に内容的には基本的というのか、最低限の基準みたいなものを決めておくというような内容になってまして、植栽本数がどれぐらいが適切であるとか、伐採年齢はどれぐらいが適切かということが基本になっていきます。実は事務的な話をさせていただいて恐縮なんですけど、山の木を切るときに伐採届というのが必要になる、法律で届け出るようになっております。その届け出る内容がちゃんと伐採するのに適切かどうかという判断をする基準が、この計画に照らして適合しているかどうかを判断しなさいというのが、法律上の建前になっております。ですから、これと矛盾するような伐採計画が出てくるということはまずないので、法律にはそういう関係ではありますけれども、実質的に余りこれが非常に武器になってるというような内容ではないのかなと思うんです。だから伐採届、あるいは補助金をもらうときに適切かどうか、市町村森林整備計画には合致しなければいけないので、そういう意味では最低限の基準は踏襲されていると理解をしています。

○岡本会長

そのほか、何か。

○山本委員

中身についていいのでしょうか。1ページ目の現状と課題。これはどこかから持ってきたんですかね。それとも新しく書き直したのか。

○村井主査

基本は前回のものになります。

○山本委員

前回って今までのものですか。

○村井主査

そうです。前回のものとは、現存、現行の計画で、そこからの変更、さらに一部追加したというようなものになります。

○山本委員

気になる文面が3段落目のところなんですけども、地域森林計画対象森林61, 281haのうちの最後のほうの行で「燃料革命以前までは地域住民の生活に密着した里山として維持管理されてきたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いている」ということで、この辺の評価は非常に難しいわけで、僕が書くんだったら、「里山として維持管理」ではなくて、「里山として活用されてきた」ということだと僕は思うんです。現在では住民が活用しない「雑木林」括弧つきでいいんですけど、という状態が続いているということだと僕は思っておりますので、ちょっとニュアンスが何となく否定的なニュアンスが強いので、それは評価の分かれるところだろうと思いが、僕はそういう考え方ですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

参考にさせていただきます。

○岡本会長

そのほか何か。細かいことはメールか何かでもいいですが。

○山本委員

いいですか。読んでてやっぱりよくわからなかったんです、これ。かなり専門的なのか行政的なのか、よくわからなくて。専門的というか、行政的なんですね。かなりの項目で、細かくいろいろな指標が出てるし、これ本当に大丈夫かしらという、こんな足かせをして大丈夫かなということは思うんですけど。

それはそれとして少し教えてもらいたいのは12ページのイ、森林施業の方法のところを少し読んだときによくわからなくて、特にそのイ、森林施業の方法の2段落目の「なお、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とする。それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき」とあり、要するに密集林があって、それを択伐して、そこにまた何かが生えてきたというような形での複層林をイメージしてるのだらうと思うんですけど。もう一つのいわゆる公益的機能じゃないところのという意味ですよ、ね。「それ以外の森林については」ということは、どういうことなんでしょうね。「それ以外の森林」については、択伐以外の方法による複層林施業を推進するということところがちょっとよくわからなかったんですね。それ以外の森林ってどういう意味なのか。

○北岡主幹

「それ以外の森林」に対応するのは、「択伐による複層林施業」です。

○山本委員

そこにつながるんだ。

○北岡主幹

はい。それがまずあって。主伐択伐ですので更新を伴う作業ですね。ですから、択伐した後は何かを植える。主伐の中に主伐皆伐と主伐択伐と2種類あって、そのうちの皆伐ではなくて択伐をすることによって一定量の上層木を残して、その後に人工的に植栽をするか、天然下種更新でも良いのですけども、こういったことによって複層林に持っていきべき森林があって、それ以外のものは択伐以外の方法による複層林施業というのが考えられます。

○山本委員

「それ以外の」というのは、「公益的機能の」ということじゃなくて、「択伐による複層林施業」。

択伐以外では何があるかよくわからないけど。

○岡本会長

傘伐とか。

○北岡主幹

国のほうの要綱によると三つの種類があって、1個は複層林施業（択伐）、2個目が今そこにある複層林施業（択伐以外）、それから長伐期施業と、3種類の施業方針があって、その中から二つをお示してくださいということのようなんですけれども。

○岡本会長

傘伐はちょっと別かな。言葉のあやみみたいなものかね。

○山本委員

はい、わかりました。まあよくわからないけど。

○北岡主幹

もし考えられるとすれば、間伐を繰り返した針広混交林ぐらいじゃないか。択伐じゃないということは主伐だと皆伐しかあり得ないわけですから、基本的に。間伐だとかそういうのを除けば。

○山本委員

そのすぐ下のところもあれですね。「また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後

の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする」ということで、この2倍以上というのが長伐期施業の基本なんですね。で、標準とするというのはどっかの表に何かありましたね。

○北岡主幹

はい。標準伐期齢が（スギ）40年、（ヒノキ）45年となっております。

○山本委員

だからその2倍ということなんですね。

○北岡主幹

はい。それが国の定めた基準。だから、さっき言った3種類の施業のうち、前二つが前段に書いてあって、「また」以降に長伐施業のことが書いてあると、こういうことだと思います。

○山本委員

わかりました。ついでにいいですか、細かいことで。13ページの隣の路網密度なんですけど、この単位は何ですか。

○北岡主幹

メートルパーヘクタール（m/h a）ですね。

○山本委員

例えば緩傾斜地の場合だったら。

○北岡主幹

1 h a 当たり。

○山本委員

が250メートルで。

○山本委員

基幹路網というのは、そのうちの基幹路網15から20というのはメートルですか。

○北岡主幹

はい。単位は同じです。

○岡本会長

ついでにちょっと聞いていいですか。その上から3行目で（1）の4行目に林業専用道

というのがある。森林作業道というのがある。何か新しい言葉のような気がする。何を意味するのかちょっとよくわからないんだけど。

まだ検討してくれるならいいけど。

○原田産業部専門監兼森林課長

実は、林業専用道、森林作業道については、豊田市が定めたものでも愛知県が定めたものでもなくて、国のほうがこういう名前を出して、これから推進していく路網というのが林業専用道であり森林作業道であるという方針を出されています。それで、私のほうも少しずつわかってきたのですが、林業専用道というのは林道の一部です。林道の一部だけれども、林道よりも構造がもう少し簡易なものであると聞いておりました、林道を作ると、メートル当たりの単価でいくと、林道と林業専用道は3分の1ぐらいだと思いますが、それぐらいの単価で作ろうという内容であります。

ただ、通行としては林業専用道は10トン車が木材を積んで運び出せるというような道になっておるかと思います。それから、今までも作業道というのがあったんですけども、その定義がちょっとあいまいだったということもあって、森林作業道というのは、林業専用道よりも下の規格で、ただ4輪の車は走れるということで、森林作業道は2トン車程度が走れる道だというふうに聞いております。それぞれ林業専用道、それから森林作業道については、その13ページの下のほうに「ア林道の作設にかかる留意点」というところに林道規定とか林業専用道作設指針、あるいは愛知県林業専用道作設指針にのっとり開設するということがあるように、林業専用道については、国あるいは県のほうから作設指針が示されております。あるいは森林作業道についても同様に示されておまして、それにのっとり作っていきなさいということになっています。

○岡本会長

また次回のときにも話が出て来るとお思いますので、とりあえず次に進みます。資料3のほう。

○原田産業部専門監兼森林課長

ちょっと補足すると、林道というのは不特定多数の人も通っていいというような雰囲気、最近変えつつある。林業専用道は林業特定の車両が通ることにはしてるんですが、最近の話ですと、入り口のところを門を閉めちゃっていいのかという、林業専用車が来たときだけ開けて、それ以外のときは閉めてしまっているのかという話については、それはいけないというような話が出ていて、少し管理する側からすると、非常にあいまいな道になってるなど。というのは、林道はある程度、車の走行性を考えた線形とかを作るんですけども、林業専用道はRがきついか、あるいは排水設備、側溝みたいなものを作らないとか、そんな内容になっていて、車は一般の車両が安全に走行できるような規格になっていないということなんですけども、じゃあ入口を完全に止めてもいいかという、最初はそれ止めてもいいと言ったんですけども、最近の基準では、それは止めちゃいけないというようなことになっていて、危険な場合には止めてもいいというような、少しあいまいな内容になって、作る側、あるいは管理する側からすると少し困ったな、という内容です。だか

ら、森林作業道は専ら一般車両の通行はありませんので、それは入口に障害物なんかをつくってもいいということになっております。

○岡本会長

やっぱりよくわかりませんね。ここに定義が書いてあることは書いてあるけど、何とかの森林、何とかの林道と。でも、はっきりしないな。

これはまた次のときに全体の検討をするということでもいいのかな。

○村井主査

そうですね。1月にやって2月に縦覧という形になりますので、この意見を持ち帰ってまた変更等させていきたいなと思ってます。

○原田産業部専門監兼森林課長

時期的には森づくり委員会を1月にもお願いしようと思っているのですが、そのときに最終案をお諮りさせていただいて、それでもって縦覧に付さないといけないんですが、縦覧に付して3月31日までに決定するというような段取りになるかと思います。

○岡本会長

ということのようですが、この整備計画というか、このゾーニングのほうの説明を。

○鈴木副主幹

森林課の鈴木です。私のほうからゾーニングの説明をさせていただきます。

100年の森づくり構想を策定したときには、市内の森林を一定の条件でゾーニングすることは大変難しいんじゃないか、そういった観点から森林所有者の意向とか立地条件に配慮して森づくり団地計画の中で順番に、例えば林業経営林であったりとか、針広混交林であったりとか、植生保護林というようなゾーニングに分けていこうというものでした。

今回、国の示したゾーニングについてなんですけれども、資料3、A4横長の資料なんですけれども、それをご覧いただきたいと思うんですが、資料の中ほどにゾーニング分けの提示がしてありまして、真ん中ぐらいになるんですけれども、左から水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止・土壌保全機能維持増進林、快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林、それから1段下がって、木材等生産機能維持増進森林の五つに分けるように提示がされております。

裏面を見ていただくと、実は今回、豊田市森林整備計画のゾーニングに当たっての考え方についてまとめてあります。この森林機能によるゾーニング分けなんですけれども、豊田市のほうでは先ほども説明があった訳なんですけれども、基本的に100年の森づくり構想、森づくり基本計画の推進に支障とならない、しかも、これから作られる森林経営計画を作成し、間伐を促進しやすいゾーニングにしたいというふうに考えております。つまり、森林所有者の意向を反映して森づくり団地計画が実行可能なゾーニングにしたいと思っております。

1点目ですけれども、水源涵養機能維持増進森林なんですけれども、基本的には水源涵

養・干害防備保安林に指定されている森林、おおむね80%以上が指定されている林班を単位に選定したいと思っております。ただ、小班単位でも隣接など面的に機能を発揮できるような場合は、小班の単位でも選定していきたいと。

A3のカラーの図面がつけてあるんですけども、それをご覧いただければと思います。本日は見本として足助地区の案を添付しました。この図面なんですけれども、黒い太い枠の中に数字が入っているところがあると思いますが、4けたの数字、これが林班のエリアです。この林班の中に細い線で区切られているところが小班、一つ一つが小班の枠ということになって、大きな地図を見るとイ、ロ、ハとかというふうに分けてあるのが小班という枠になります。

今回、この足助地域における水源涵養のゾーニングなんですけれども、図面上でいうと右側の青い斜線が引いてあるところ、ここを水源涵養機能維持増進森林ということでゾーニングしたらどうだということで、もともと、保安林の指定がされている場所になります。

2点目として、山地災害防止・土壌保全機能維持増進林なんですけれども、これも保安林の指定では土砂流出防備・土砂崩壊防備・雪崩・落石保安林に指定されている森林。おおむね80%以上が指定されている小班を選定しようと思っております。図面では少しわかりにくいかもしれませんが、左上のほうとか真ん中のあたりに少し茶色の斜線が引いてあると思うんですが、そこを山地災害の機能をゾーニングで選定してます。

前の大きな図面の右側を見ていただくと、あそこには県の森林簿で保安林の指定してあるところに色がつけてあります。これも足助地区だけを真ん中に配置しているんですけども、よく見ると、この土砂災害、山地災害防止と土砂流出防備だとか土砂崩壊防備というところが至るところにあるんですけども、その林班の中で少しあたりとか一部があるところがかなり点々としてあるんですけども、点々としてあるところは除いて80%以上がその林班を占めているような、そんなところを斜線で示すと、今日、お示ししておりますA3の地図のとおりになるということになります。

それから、続いて3点目なんですけども、快適環境形成機能維持増進森林。基本的には都市計画区域内にある森林で、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等を選定していこうと思っております。具体的には、あいち森と緑づくり事業で里山林整備事業という事業が該当するような森林ということで、豊田地区とか藤岡地区で主に広葉樹が多くある森林をイメージしております。図面のほうなんですけれども、足助地区には都市計画区域がひかれておりませんので、この今回示した中では、このゾーニングは該当するところがないということになります。

それから4点目です。保健機能維持増進森林なんですけれども、基本的な考え方としては、自然公園法第2種特別地域以上に指定された森林で、おおむね80%以上が指定されている小班を単位に選定していこうと考えております。または自然公園法以外では鞍ヶ池だとか旭高原のような市の管理する自然公園や保健レクリエーション機能を持つ森林で小班単位で選定していこうと考えております。図面は足助地区なので、香嵐溪の周辺です。ちょうど真ん中あたりにオレンジ色のラインが引かれておるところ、香嵐溪周辺が自然公園法2種特別地域になっておりますので、ここを足助地区では選定するというふうにしています。

それから、先ほどの山本委員からの質問とも関連してくることなんですけれども、今言

った四つの機能のゾーニングは樹木の伐採に若干規制がかかってくることになります。水源涵養機能、青い斜線で引いてあるところなんですけど、標準伐期を10年経過しないと皆伐ができなくなるというような規定になります。つまり、スギだと標準伐期が40年プラス10年ということで50年以上たった木でないと皆伐ができない。ヒノキだと45年プラス10年で55年以上にならないと皆伐ができないというような若干、規制がかかってくることになります。

そのほか、山地災害防止だとか、快適環境形成、保健の三つの機能のゾーニングされたところも、標準伐期の2倍の樹齢にならないと皆伐ができなかったり、先ほどの長伐期齢とか、皆伐でなく択伐でしか伐採ができないという、そのような規制がかかってきます。ただ、そもそも保安林とか自然公園の中にも同様な規制があるので、このゾーニングによる影響は少ないのかなと思われまます。

それから最後に、木材等生産機能維持増進森林なんですけれども、基本的には人工林が植えてあるエリア全体を選定しようというふうに考えています。ただ、ゴルフ場などのように森林経営をしない森林であるとか、小班のおおむね90%以上が広葉樹の森林を除いたところをすべて、この木材等生産機能の森林という選定していこうということで、図面の中では全体に色が塗ってあります、うすい緑色が塗ってあるところになります。左上のほうの白い箇所があるんですけれども、二つのゴルフ場と栗園の農地がこういったエリアになっていたり、一部広葉樹ばかりの森林を白く抜いて、エリアから外しているようなことになります。この木材生産機能のゾーニングでは、特に規制なく森林整備、間伐とか皆伐とか進めることができることになります。

以上でゾーニングの説明とさせていただきます。

○原田産業部専門監兼森林課長

少し補足させてください。多分、何のことかよくわからないと思います。先ほどの市町村森林整備計画の11ページをご覧くださいと思います。

11ページの下「第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項」として、「1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法」を決めなさいという項目がありまして、ここに各区域をどうするのか書きなさいということになっています。例えば(1)水源の涵養の機能を図る森林の設定では「別表1 機能別森林区域のとおりとする」というふうに一番下に書いてあります。この別表1というのが20ページです。

計画書の20ページを見ていただくと、「別表1 機能別森林区域」として左側に区分という大きな項目があって、その一番上に水源の涵養の機能というのがあって、その次に土地に関する災害の防止というのがあって、その中に土地に関する災害、快適な環境の形成、保健機能の維持増進というように区分され、さらに一番下に木材生産機能というふうに、大きくは五つの区分で機能別森林区域を決めなさいということが国の方針です。このため、森林の区域はさっき言った林班という単位で、何林班から何林班はこれに該当するよというのを列挙することになります。それを図化すると先ほどの図面みたいなものになります。このようなゾーニングがこの計画に盛り込む内容になっています。

これは形式的な表現の方法なんですけれども、じゃあそのゾーニングというのはどうい

うことなのかということなのですが、実は現在の計画でも三つのゾーニングに分かれてます。森林関係にかかわっている人たちは既知なのですが、全国の森林が「水土保持林」と「森と人との共生林」と「資源循環林」の三つの色に現在も分かれているんです。当初は森林をその三つに分けることによって、国の施策もいろいろと区分していこうという思惑で、国のほうが三つに色分けしなさいということで、平成12、3年のころだと思いますが、その色塗りを分けたことがありました。ところが結果として、その三つの色塗りの区分が事実上、何の意味もなさなくなったということになって、それでそれを見直そうじゃないかということで、今回、森林・林業再生プランの中でゾーニングというのをきちんと検討しようということが国のほうで検討されて、結果として今の五つの区域に区分しなさいということになってきました。その森林の持つ種類に応じてゾーニングをして、その機能に応じた施業の方法を決めましょうというのが国が言ってるやり方なので、ゾーニングを決めて、それぞれにはどういう施業の方法をしなさいよ、というのを定めなさいというのが、今回、市町村森林整備計画に課せられた内容ということになっております。

ですが、これは100年の森づくり構想を検討していただいていた委員会の皆さんには御理解いただけるとは思いますが、初期の段階で豊田市の全域を区分することがどうなのかというようなこと、森林の色塗りについて随分検討しました。その中で、勝手に所有者の意志を無視してまで、おまえのところは環境保全林だからもう木を切っちゃいかんとか、そんなことはなかなか言えないだろうみたいな話があって、全域を色塗りするのではなくて、森林の施業方法に関する考え方、林業経営林なのか、針広混交林なのかというようなことも大きな区分けの区分だけをして、それぞれが所有者の意志も踏まえながら個々の計画の中で決めていきたいと思いますというような流れで、100年の森づくり構想は作ってきたと思います。

ですから、全域に一律に色を塗るということをしなかったというのが100年の森づくり構想だったんですが、ところが国の方針は全域を色塗りしなさいという内容になっておりまして、先ほどの区分、ゾーニングに分けて色塗りをし、その中でどう施業するのかということを決めなさいということになっております。

このゾーニングの仕方を余りがちがちにやってしまうと、その後の森林施業がなかなかやりにくいことが出てくるということもあります。ゾーニングはするんですけども、柔軟に選べるような内容の区分けをしようということで、先ほどの鈴木が説明したような基準で、一度、全市で色塗り、ゾーニングを試みようかなというのが今の考えであります。

以上です。

○岡本会長

何か。

一ついいですか。これ、重複してもいいわけですか。

○原田産業部専門監兼森林課長

重複も可というふうになっています。基本的には豊田市の場合、今、ここにあるように人工林が大部分を占めるような地域につきましては木材生産機能の色を塗っておいて、そ

の上で保安林が多いようなところについては水源涵養機能で少し色をつける、あるいは土砂流出、山地防災機能の色をつけるというような、そういう重複とゾーニングをしていく。だから、人工林のところは全然切れなくなっちゃうようなことにはならないような区分にするつもりであります。

○蔵治委員

いいですか。これ、一番関心があるのは、これによって補助金のつく額とか基準とかいろんなものが結局差がつくのかどうかということだと思われるんですけども、その辺について何か情報はないんですか。

○原田産業部専門監兼森林課長

今後、森林整備の補助金をもらおうと思うと、森林経営計画というのを立てて、その森林経営計画に沿った施業をした場合に、補助金というか交付金が出るというのが国のやり方になります。森林経営計画を作る場合、このゾーニングに合ってるかどうかというのが審査の対象になります。ですから、例えばその森林経営計画の中で、水源涵養機能の色を塗ったところで標準伐木齢で皆伐しようと思うとそれはだめですよと、こういうような話になるということなのです。つまり、今決めたゾーニングとの施業方法にマッチしないときはだめですよということなので、マッチした内容であれば、補助金というか交付金はもらえます。それが余りがちがちの内容にならないように、割と緩く作ってあるという認識です。

○蔵治委員

この林班は、うちの森づくり会議のエリアよりは小さいわけですよ。

○原田産業部専門監兼森林課長

林班は小さいです。

○蔵治委員

小さいですよ。だから複数の林班で一つの森づくり会議に対応していて、それが森林経営計画の単位にも対応しているということですよ。そうすると、場合によっては、一つの森づくり会議、一つの森林経営計画がカバーするエリアに複数のゾーニングが入っているという可能性もあり得る訳ですよ。

○原田産業部専門監兼森林課長

あります。

○蔵治委員

そうすると、何かちょっと森づくり会議の了解とかも要るような気もしないでもないですが。その辺はこれ、完全にトップダウンで了解も得ずに図面の中で終わっちゃうのかどうかですが。

○鈴木副主幹

そもそも今回選定してあるところは、他の法律、自然公園法であるとか、保安林の指定がありますから、基本的にはそちらのほうの制約がかかってくるので影響はないというふうに思っております。

○蔵治委員

それはわかるんですけど、80%以上と書いてあるということは残り20%ぐらいがその保安林とかの法律から外れている部分もあるわけですね。そういうところを無視しちゃうことになるというのが、この80%というのが100%なんだったら今のお話で結構ですけれども、微妙なところがある。

○鈴木副主幹

今、5haの森づくり団地というようなところでやっているものですから、そういった不安な部分もあるのですけれども、変更も可能ということなので、できる限り規制でかなり強く指定されている場所のみを選定してるところでもあります。ですから、先ほどの80%以上とはいうものの100%に近いようなところを事実上、選んではいます。ただ、実際には、すべてがこれに該当しない部分もあるんじゃないかといったところでは否定はできないと思います。

○加藤主幹

ただ、保安林に該当するところは主なものは間伐事業なものですから、皆伐については一定の範囲でそれは伐採できるようになります。ただ、森林経営計画に盛り込んでしまうと、その計画に基づくことになりますけれども、伐採届があれば、伐採は可能となります。

○原田産業部専門監兼森林課長

多分、事実上、各団地で計画して間伐計画をやっていく上で、このゾーニングをして大きな制約になることはないと思うんです。大きな皆伐、国が言うところの20ha以下とかいうレベルの皆伐をするときに林齢が高いか低いかという影響が出てくるかもしれませんが、通常の間伐ですと、そこまでの影響はないと思います。

○蔵治委員

影響はないでしょうけど、お金のことに関するところがあるかなというだけで、色塗り、色によってお金が違ふとかいうことがなければいいと思いますが。

○原田産業部専門監兼森林課長

ないと思います。

○蔵治委員

というか、国の発想としては色塗りをして、その色ごとにお金のつけ方を変えようとい

う発想でこういうことが出てきてるのかなと思うんだけど。

○原田産業部専門監兼森林課長
今のところはないと思います。

○加藤主幹
今の制度でいけば、そういうことにはならないと思います。

○蔵治委員
今の制度は。今ということですね。先のことはよくわからないと。

○加藤主幹
必ずしもこういうことで設定していただくゾーニングによって、例えば伐期前の、伐採届が出てきた場合は、そこで指導はしますけれども、それを森林整備計画をもって、不適合通知を出さないものですから、それでもお伐りになるという場合は伐採できます。

○蔵治委員
それは補助金と関係なしにということですね。それはよくわかります。

○加藤主幹
皆伐をする場合についてもないですね。

○岡本会長
この資料3の一番下のところに相続税云々と書いてあるんですけども、そのほかにも何か、そういうような今の補助金のことなんだけど、一覧表を何か示していただければと思うんだけど。

○蔵治委員
この相続税評価を対象する場合って、どういう意味か。これは結構不穏な空気が漂ってると思うんですけど、出てきた瞬間にみんなすごい敏感に反応するんじゃないかという。

○岡本会長
だから逆に公益的機能だといってやっとかんと、これは客観的なもので。

○蔵治委員
今、相続税対策で保安林が増えるというような時代になってますので。
この資料、これは豊田市が作った資料じゃないんですか。これは県ですか、資料3というのとは。

○鈴木副主幹

これは国の資料です。

○蔵治委員

国ですか。

○岡本会長

何か一覧表を本当に、わかりやすい一覧表をぜひ作ってほしい。所有者にも説明できないと思います。

○蔵治委員

今までと何も変わらないじゃないですかって話ですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

もともと森林・林業再生プランに基づいた取り組みの森林政策が議論されていく過程で、やっぱり森林については目標林型を定めてそれに適合した施業をすべきだという学者の強い意見があったので、この形に反映しているんですけども、同じ人工林が水源保全機能の山なのか、山地災害防止の山なのか、それは両方あるだろうと思います。しかも人工林であれば木材生産機能を持っているというようなこともあると思うので、何か一方的な色ぬりをするのはなかなか厳しく、特定の色わけをするのは厳しいんじゃないかというふうに現場は思っていて、少しフレキシブルというか、できるだけ自由度のあるものに変えようと思っています。ただ、ここで建前上は名ばかりの、さっきの相続税というのが出てくるとちょっと困ったなという気はしますが。

今までも施業計画を出された森林で相続税が猶予されるという話がありました。ある方は小さな面積なんだけど、施業計画を立てられて、その方は森林施業だけじゃなくて、そういう相続税対象としての施業計画を出したというふうに聞いています。

ほかにも公益的機能に合致させると何かそういうのがあるのかもしれないというものについて、余り個々の希望を入れてはいけないので、今のところは客観的な判断で、できるだけ色ぬりをして、しかもそれが森林施業には余り大きく影響しない範囲でやっていこうというふうな方針で臨んでいこうと思います。

○岡本会長

このゾーニングの基準というのは国からの基準ではなくて、市の独自。

○鈴木副主幹

市の中で相談して、そんな感じでどうでしょうかということで色づけをしていきました。

○小幡委員

すみません。この新たに五つをゾーニングされたということですけど、先ほどの色ぬり部分が三つだったのに、それは意味がなくなったから、今度、五つに分けましたということなんですけど、この五つに分けた1番と2番は、これは何か共通するものがありそうで

すし、それから3と4も快適環境を形成するのと保健機能というのは全くこれ似てると思うんですが、ただあえてそれを分けた意味というのは、どういう指導があったからこういうふうになったんでしょうか。

○原田産業部専門監兼森林課長

この五つの区分は全く国から示されている区分です。市町村独自に定めてもいいということにはなっていますが、国、県、市のレベルで定着するので上位計画に適合するように定めなさいということになっていますので、県の森林計画がこの五つの区分でされているので、市町村もこの五つの区分でやらざるを得ないというふうに僕は理解しています。これらがどういう区分でこう決められたかというのは、確かにゾーニングの考え方の中で国が整理していたと思いますが、ちょっと今、資料を提示できないです。いずれにしても国が示した区分であるということです。

○蔵治委員

こういう区分を強力に推進する意見を述べた学者とかよく知ってますけれども、そういう人が10年に一遍ぐらい現れて、そのたびに声が大きい先生というか、そういう人の意見に引きずられるように国全体の方針も変わってきたというのが歴史的な事実なんです。今回、そういうことが起きて、過去のゾーニングをひっくり返されちゃってるという、それぐらいの意味しかないと思います。そもそも森林をいろんな機能ごとに色分けするなんていうことができるはずがないわけなんで、そんなことは今どんな人でもわかると思うんですが、そもそも常識がどうも通らない世界でこういう国の施策が決まるというのが私が見てる理解なんですけれども。だから、豊田市のボトムアップ的計画を立てる段階では、そういうことはもう最初から考えてない、我々独自のゾーニングの理念を持ってやっていますので、これはもうとっくの昔にうちは乗り越えてる一つの問題ですから、今さらこれを蒸し返しても全然意味がないので、これはできるだけ無視して我々は我々の道を進めばいいということに尽きるんじゃないかと思うんですけど。

○加藤主幹

我々としても、いかに国の補助金が有利に、平等にできるようにゾーニングをしていくつもりです。

○原田産業部専門監兼森林課長

かつ、うちの林業経営林、針広混交林区分で、今後の団地計画を作っていくことに支障にならないでしっかりとやっていけるゾーニングということです。

○加藤主幹

ですので、特別な制約がかかるのは極力部分的に限って、林班でやれと言ってるんですけども、それを小班で指定しますよ、大部分がかかっているのは林班でいいんですけども、極力制限林を少なくゾーニングの方法を考えておいて、あとはすべて木材生産機能の網をかぶせるというふうに考えております。

○蔵治委員

保安林という網がすでにかかっているのに二重、三重、四重にかけてどうするんだというような気がするんですが。

○加藤主幹

特に今は所有者の意志を確認しないもんですから、新たに制限のないところに制限かけるのは市としては難しい、今ありましたように保安林や自然公園のように既に多方面で網がかかっているところに網をかけるのはもうこの時点ではいたし方ないという判断です。

○原田産業部専門監兼森林課長

そういうことで、委員会として今考えているような説明した内容で御理解いただけたら、これでゾーニングの作業を具体的にやっていきたいと思っています。

○岡本会長

はい。

○大畑委員

基本的に私もそういう考えなんですけど、生物多様性保全機能というのがわかるようではわからないんです。この保健・文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）というのはこの意味合を教えてほしいのと、あとは保健機能維持増進森林の中に全体的には生物多様性の機能が入ってるんだらうと思うんですけど、保健機能の増進を入れるときに、生物多様性保全機能に関する情報なんかはどっかから集めようとされるのか、特に森林は情報がないということなのかどうか。

○原田産業部専門監兼森林課長

今のお話は、資料3の右上のところに保健・文化機能（生物多様性保全機能の一部を含む）というふうに書いてあるから、保健機能維持増進森林の中に生物多様性の保全のためのエリアを示すようなことができるかということでしょうか。

○大畑委員

保健・文化機能があって、生物多様性保全機能というのは、特に最初の資料では7つの機能に分かれていたけど、生物多様性保全機能は保健機能維持増進森林分けに入っているかどうか、ちょっと教えてください。

○原田産業部専門監兼森林課長

国の示している考え方としては、この保健・文化機能の中に生物多様性保全というエリアを指定することができるような考え方になっています。

○大畑委員

考え方じゃなく、文化機能と生物多様性保全機能がこの中で分かれているのに、また五つにある意味でカットされてるじゃないですか。それは何でカットされてるのか。保健機能に含むよという、そういうわけでもないのか。

○原田産業部専門監兼森林課長

最初7つに分かれているんだけど、ゾーニングで5つになって。

○大畑委員

そうです。だから何かあったのかということです。

○原田産業部専門監兼森林課長

結論からいうと、国が示しているゾーニングの中には保健機能の一部に生物多様性機能を重視するようなエリアというのを示すというようなマニュアルになっています。

○大畑委員

先に述べたその一部を含むというのがどういうものかと思って。生物多様性保全機能を持つものという意味なら了解します。

○原田産業部専門監兼森林課長

多分この一部というのは保健に対するエリアと生物多様性保全機能が全く一緒になるという意味ではなくて、エリアの一部が生物多様性機能を持つ、というような意味で一部というように使われたんじゃないかなというように思います。

○大畑委員

じゃあ、そうした場合に、理論上、生物多様性保全機能という観点で、色ぬりを含めてできそうですか。猛禽類の営巣だとかミゾゴイなどが結構な数でいることがわかってることもあって、ピンポイントだけど、そういうのが反映されるのかな、どうかなというのをちょっと思いました。希少動物のことを含めて情報は市環境政策課さんがお持ちと思うんですけど。

○原田産業部専門監兼森林課長

検討項目ではあると思いますが。

○蔵治委員

大きなワクになっちゃうんで、森林のなかでゾーニングするとうまくいかないんじゃないですか。

○北岡主幹

そうですね。指定の仕方が、今これ基本的には林班指定なものですから、例えば鳥なんかでいくと行動範囲が広くてこういうエリアもあるかもわからないんですけど、植物だと

少々ピンポイントの中のピンポイントの中のピンポイントなんですね。そうすると、ものによっては1平米だけ、豊田市じゅうで1平米だけなんていうことはざらにあるものですから。そういうような指定を中に入れるというのは正直難しいような気がするんですね。林班指定なんていうわけには、そういうものはいかないものですから。少なくとも林野庁の考え方の中にはそういうのが載ってない。申しわけないけど。それをどうするかというのはちょっと一度考えてみる必要があるかもしれません。

○原田産業部専門監兼森林課長

例えばブナの原生林のエリアだけ塗るみたいなことはあることは・・・。

○北岡主幹

それはあると思います。

○岡本会長

もともと何か、該当しているのか。

○北岡主幹

はい。大体、国定公園にかかっているところは、猿投山、六所山、面ノ木峠、ほとんど何かの網にかかっていますね。

○原田産業部専門監兼森林課長

ゾーン分けと施業方法はセットになりますので、一部に貴重種がいるからこういうエリアになったところについて、全て皆伐禁止するみたいな施業方法をやるとかいうことは無いと思う。面ノ木峠とか、猿投山の第一種特別地域とかは、そういうのは指定するかもしれない。

○岡本会長

細かいところ、その他、気がついたところはメールなりで送っていただければ。とりあえず次に進みたいと思います。

(2) 豊田市森づくり基本計画見直し

○塩田係長

それでは、豊田市森づくり基本計画見直しについてということで、森林課の塩田が説明させていただきます。

資料4と、あと今日お願いしました森づくり基本計画及び森づくり基本構想を、お手元にお出してください。

資料4の森づくり基本計画の見直しについてということで、前回も説明しましたが、森づくり基本計画は20年から24年までの5年間の実績をもとに基本計画を見直しますということになっております。基本施策にかかわる部分に変更しない予定です。ですが、実

績について評価した上で目標値の精査を行うものです。項目ごとの見直し作業については次のとおりです。そして、項目出しをしております。

この点線枠組みで書かせていただいたのは、下の次からのところがいわゆる項目として列挙してるのですが、それを大体変更なしと微細な変更と時制の更新と10年後の目標値の検討ということで、大体こんなふうに見直し作業を進めていきたいというところになります。変更なしというのは原則的に変更するつもりがないということ。微細な変更というのは文末などを実態にあわせて軽微なものを変えていこうかということ。時制の更新ということで、5年経過した上で時制の調整や資料の更新を行いたいというもの。10年後の目標値の検討は、実績から10年後の目標値を再検討するところを24年度見直し作業内容（案）ということでこの項目の隣に書かせていただいております。

なので、具体例ですが、変更なしでいきますと、Ⅲの1に森づくり基本理念と目指す姿で、これは基本計画の8ページを見ていただきたいんですが、基本計画の8ページにⅢ、基本計画の基本的な方針と目標がありまして、これの1番、森づくりの基本理念と目指す姿、ここに基本理念と目指す姿が書かれており、(1)から(4)まで書かれておりますが、このような基本計画で基本方針にかかわる部分については変更しないというところで、作業内容は変更なしと書いております。

微細な変更というのは、Ⅰの3、1ページを開いていただきますと、Ⅰ、基本計画の考え方で、例えば3番の基本計画のところをいきますと、「基本計画は、総合計画の計画期間に合わせて20年から29年の第1期10年間を計画期間とします。なお、中間年である24年度に見直しを行います」としてありますが、25年、見直し作業後は「行います」という未来形はなくて、「変更するものです」というような過去形あるいは現在形になって、文末だけを更新するものです。この下の図などの計画の見直し（5年後）というものも今回の見直しというものを単語を変えるとか、そのような微細な変更ということでいきたいと思っております。

次に、時制の更新といいますと、例に挙げさせていただきたいのがⅡです。豊田市の森林・林業の現状と主要な課題及び対策ということで、2ページ、3ページ、4ページと続くところではありますが、例えば3ページを開いていただきますと、森林所有者とありますが、この資料が2000年のセンサスの数値などが出ておりますので、こういった資料の数値の更新ですとか数字の更新、4ページのほうへ行きまして森林組合の欄の図表にあるのが18年度となっておりますので、これが23年なり24年なりといった時制の更新ということで作業を進めていきたいと思っております。

次に、10年後の目標値の検討ということで、14ページを開いてください。基本計画14ページを見ますと、具体的施策重点プロジェクトの間伐推進プロジェクトがあります。豊田市としても一番重点的に進めている間伐推進ですけれども、ここで10年後の目標値というのが挙げられております。図表Ⅳ-2という部分、真ん中辺の。あと続きまして15ページの表ですとか、16ページ上、図表Ⅳ-5、10年間の年度別間伐計画面積、年度ごとに間伐する面積とその計といった表を出して、計画を出しておりますけれども、これを実績を明らかにした上で目標をどうしましょうかというのを一つ一つ検討していきたいと思えます。

資料のほう、資料4の2枚目のほうをご覧ください。

実際に、じゃあどうしようという話は来年度になっていきますが、例えば今言った間伐推進プロジェクトを実績と計画とを表にしてみましたけれども、このグラフは16ページの図表IV-5というのをもとに作っておりますが、上のグラフは年間ごとの間伐面積の計画と実績。下は累計の間伐面積と計画面積。上の年度ごとの間伐面積をいきますと、折れ線グラフが年度ごとの計画の面積、下の棒グラフが実績です。実績のほうは一応内訳は分けておりますが、合計としてはおおむね1,400ha前後で来ておりますが、計画のほうは1,530に始まり、29年度には3,110という数値を目標に掲げております。それを累計として出していくと下の表になりまして、個々の四角が累計の計画で10年後に2万5,000という計画になっておりますが、現在のところ実績でいくと合わせても5,000ha弱と。予測のグラフを出してみました、このまま行くと1万5,000に近づくかどうかというようなものが出てきますので、10年後に、29年度にどのような計画でいくかというようなところを議論していきたいと思っておりますということでありませう。

あと最後に、この資料4の裏側、裏といいますかVに続くあたりです。変更なしが多いんですが、実際、こういう施策をこちらに掲げて導入して取り組んでいるものがありますので、そういうところの実績とかは順次、示して検討していきたいと思っております。変更なしといえども必要があれば変更していくということは考えておりますのでつけ加えておきます。

以上です。

○原田産業部専門監兼森林課長

補足させていただくと、24年度にこれを見直すということにもなっておりますので、来年度は森づくり委員会の皆さんにはこの見直しについて御議論いただくというのがメインの問題になろうかと思っております。そのときに何を見直すのかという、塩田のほうの説明しましたが、やっぱり実績を踏まえて今後どうしていくのかというあたりを御議論いただくことになるかと思っておりますので、今日のところは、こういった内容で行きたいよということだけで、具体的な議論ではないんですけれども、来年度からの動きを我々が示したいという意味で今日示させていただいた所でありませう。

○岡本会長

何か質問はございませんか。

○原田産業部専門監兼森林課長

一番はやっぱり間伐面積をどうしていくかということです。実態とかい離が大きくなっていくので、その辺をどうするのかというのをちょっと皆さんと御議論というか、お知恵を聞きたいところです。

○蔵治委員

これ、結構大変な来年度、大変な作業かと思うんですが、この委員会にとおっしゃってるんですけど、この委員会だけでちょっと十分なのかというのが若干気になるんですが、

少し少数精鋭のタスクフォースか何かをつくって若干頻度を上げた会議をすとかしたほうがいいのかもかもしれないとちょっと思うんですけれども。それは国の制度の、国の補助金の出し方とかも大きく変更がありますので、それも踏まえて。

○原田産業部専門監兼森林課長

この会議だけで議論するのは、それは時間が何時間も足らんとしますので、やっぱりそういったやり方も考えていく必要もあると思います。研究会、前は勉強会といいましたけども。

○岡本会長

基本計画をつくったときは本会議の同じか倍くらいか。

○原田産業部専門監兼森林課長

同じくらい。

○岡本会長

いろいろやり方はあると思うんですけど。

○蔵治委員

正直、私も自分の大学は森林を所有して補助金をもらう立場になっていて、正直、今度の新しい制度というのは非常に厳しいなという印象があります。とにかく搬出しなければ何もやらないということなので。正直言って搬出は大変だと思っている人にとってはやる気をそがれるような制度変更だという気がするんですね。搬出したものが高く売れるという保障があるならまだしも、搬出して売って黒字になる見込みはほとんどないということが最初からわかっているので、にもかかわらず搬出しなければ補助金もくれないと言われたら、それはちょっと何もできないですね。そういう一所有者の立場としては、すごくそれはここ数週間で感じています。

○原田産業部専門監兼森林課長

実際、今、蔵治先生がおっしゃったように、今の制度変更で、今までは個別の切捨て間伐でも補助金はもらえたんですけども、今は集約化して、そこから木材を搬出しないと出さない。搬出した量に応じて交付金を出しますと。こういう内容になってますので、1本も出さなければ補助金は1円も来ないという。極端なことをいうとこういう状態になっています。このように非常に厳しいものがあるので、計画するときにも、搬出間伐と切捨て間伐で単価が違いますので、同じ金額でやろうとすると、切捨て間伐をやらないことによって面積がガクンと減ってくるんです。利用間伐が増えてくると、それでガクンと間伐面積が減ってきてしまいます。本来、今の山の状態は、1回でも、とにかく間伐をやったほうが良いという山のほうが多いような気もするので、そういった制度は、なかなか補助金の点からいくと事業全体が読めないとなってしまうという欠点があって、その辺が今、もどしようかといっって悩んでいるところです。

○蔵治委員

だから結局、この計画自体がかなりの量の切捨て間伐というのを想定して作られてるといふのがありますけれども、そこが今の国の施策と大きく異なってきちゃってるということで。それで、基本的にその補助金というのが国の補助金に県を上乗せして市を上乗せして、ようやく自己負担ゼロぐらいまで持ってくるという形になっているので、この仕組みで今後やっていこうとすると、もう国の施策に引きずられるというか、それ以外補助金を出せないという構造に陥っちゃうので。市のお金の使い方ということまで踏み込んで議論しないと、国に振り回されないような形で豊田市のやるべきことを豊田市独自の市単独で補助金を出していくとかいうようなことも含めて議論していかないといけないのかなという気がすごくします。幸い、愛知県が森と緑づくり税事業をやっていたことは多分プラスに働いたと思うんですけど、そこでカバーできない部分について、何がしかの方策を考えるとかしないと。今、この計画が計画通りいってないと言ってますけれども、今後、前年度よりか大きく落ち込んでいくというような危険を感じる。

○原田産業部専門監兼森林課長

そのとおりです。搬出をやればやるほど搬出間伐が増えて切捨て間伐がのびない気がしますし、そこら辺をどう考えていくかというのが本当に議論が必要です。

○大江委員

国への直接の働きかけみたいなものはしないんですか、市としては。うちはこういうふうに都合が悪くなったよというか、どうしてくれるんだ、みたいなことは。

○原田産業部専門監兼森林課長

なかなかそういうチャンネルがない、チャンスがないですから。

○大江委員

たまたま上の方と話をしたんですが、そしたら、地域によってはそれでよくなった地域もあって、豊田市はこれにそぐわないんだろうなというような言い方をしてみましたけど。ほかではよくなったこともあるみたいな言い方をされたんで、林野庁のほうが、その辺がどうなのかなという。

○蔵治委員

だから、それはやっぱり日本の中にいろんな地域があって、木材生産をするということのを第一に考えている地域がありますね。そういうところでは木材生産を頑張ってやっているのに報われないという不満がかなりあったはずで、その人たちにとっては出来高払いみたいになったので、やれば、頑張れば頑張るほど自分たちに手厚くしてくれるという意味で非常にモチベーションを上げましたよね。でも、それは逆に言えば、逆にそのことによって切り捨てられる地域というのは必ず出てきて、そこまでやれないような地域はますます木材生産をしづらくなるんですね、逆に。

○大江委員

林野庁から見ると数字が上がっていくんじゃないですか、国産材の供給量や割合が。

○蔵治委員

だから間伐の面積ではなくて、その搬出されてくる木材の量をいうんですよね。

○大江委員

それを見るとよくなってたということで、そういう解釈をしてしまう。

○蔵治委員

だから、それは森林というものを木材生産だけで見るとか、国土保全対象、安心・安全の公益的機能を見るかという違いですから。

○大江委員

そうですね。

○蔵治委員

豊田市は国とは違うように今まで見てきているので。

○大江委員

林野庁だけじゃなくて環境省とか何かが入ってくるほうがいいということですか。

○大江委員

政治力しかないと思うんで、政治のポイントでだれを押さえればいいのかという話をこの間したんですけど、こういうところで。そしたら今、あんまり自民党のときみたいにかない話があつて。

○北岡主幹

森林審議会の委員をかえることじゃないですか、一番早いのは。それが一番だと思いますけど。

○山本委員

それどうやって選ばれているんですか。指名なんですかね。

○北岡主幹

指名ですね。県の森林審議会の決め方とそんなに差はない。ですから林野庁の上のほうで決裁をとるんですけど、最終判断が木材生産を主とした林業関係者の方に傾いていると思います。

○山本委員

そのバランスをちゃんととってくださいと。

○北岡主幹

そういうことです。今もう完全に構成が傾いている、偏っているから、こういう政策が出てきます。

○山本委員

こういう事態になって困っている共通の自治体というか、そういうところと連携しては。

○北岡主幹

ただ、難しいのは、林野庁というのは林業行政庁ですよ、県も市もそうなんですけど。産業関係の部局が担当しているものですから、例えば意見を聞くにしても林業生産県、林業生産地域の意見をどうしても取り入れるものから。

○山本委員

そうすると、そういう意味ではこれが成功なんですね。

○北岡主幹

まあまあある意味では、そっちばかり向いた施策になっているわけです。豊田市の場合には、基本的には工業都市豊田があって、その中の安全・安心を守るためだというふうにもともと位置づけたものから、そこと林業先進県と言われる地域とはちょっとスタンスが違うんですね。少数意見かもわからないんですけど、そういう意見を取り入れるようなシステムにならない限り、いつまでも同じ。

○岡本会長

難しい問題ですね。

○原田産業部専門監兼森林課長

ただ、希望でもあるんですけども、何も根拠はありませんけれども、やっぱり切捨て間伐じゃなきゃいけないところはもうちょっとあるはずなんです。やっぱり材だけ一生懸命出せ出せと言うと、木材の価格がますます下がっていくことになるはずなので、そういう状況にもなってくると。そういうことでは、やっぱり限界が見えてくるんじゃないか、少ししたらまたきちっとしてくれるんじゃないか、というような期待を込めています。

○大江委員

でもそれが5年、10年。

○原田産業部専門監兼森林課長

一年ぐらいでは変わらないと思います。

○加藤主幹

ただ、県事業がある間は、できればこの枠もふやしてくれれば。

○岡本会長

それじゃあ次、その他ですか。

3 その他

○原田産業部専門監兼森林課長

蔵治先生おねがいします。

○蔵治委員

その他なんですけども、私から今日用意した資料が両方ともA3の紙で白黒とカラーで用意しました。これは国土交通省の中部地方整備局豊橋河川事務所というところがやってくることなんですけども、基本的には矢作川という一級河川を管理している国の組織です。それで、一級河川の管理というのは、今、法律上、河川整備計画というもので行われるんですけども、矢作川の河川整備計画の中に、流域圏一体化に、このカラー刷りの中のところを見ていただいて、「1 どんな組織なの」と書いてあるところなんですけど、河川整備計画の中に、川の中だけの自然ではなくて水のつながりとしての山から海までの流域圏全体を対象として、多様な課題の解決に向けて市民、関係機関、有識者の方々等と一緒に話し合い役割を持ちながら連携・協働しようということが計画の中に書いてあるんですね。書いてあるので、それを実現するための組織として、矢作川流域圏懇談会というものが平成22年8月に設置されていて、もう1年以上たってるんですね。

この組織は非常に複雑かつ巨大な構造をしてまして、そこのど真ん中に図が書いてありますけども、全体会議というのがあるって、その中に地域部会というのがあるって、さらに市民会議なんていうのもあると。それから勉強会があり、ワーキンググループがあるという構造をしています。メンバーは民間、個人、市民団体と、それから民間（関係団体）、関係団体というのは業界、森林組合とか漁協とか土地改良区、電力会社、それから矢作川水源基金、それから矢水協というのが入っています。それから学は学識経験者、個人で11人で、官は行政機関でこれは国が国交省、林野庁、環境省かな。それから3県、矢作川なんぞ愛知県、岐阜県、長野県。それから13市4町2村という、この全部メンバーに入っています。

それで、この組織が立ち上がるときに学識者としてだれを入れるかということでお話がありまして、結局、学識者として山、川、海それぞれ3人ずつ入ってるんですけど、山として入ったのは私と矢作川研究所の洲崎さん、今日欠席ですけども洲崎さんと、矢作川水系森林ボランティア協議会の会長の丹羽さんという、私たちとしては皆おなじみの人だと思いますが、この3人が学識者として入っています。

それで、今まで何をやるのというところに行きますけど、全参加者で課題の洗い出しを行って、課題の関係と山、川海との関係を見える化して、課題を見える化してから解決手

法を検討・立証して、連携して何か行動するかを見つけ、解決につなげましょうということをやっています。今日はその現時点での進捗状況をみなさまに御報告しようということで。

それで、実際は山のことだけに話を絞りますけれども、山部会というのが地域部会というこの真ん中の図の中の地域部会というところがありますけど、地域部会、山部会、川部会、海部会というのがあります。地域部会、山部会というところは一応私が座長ということでまとめてありますけども、現在はその前の段階で市民会議というところで主に議論が進んでいます。市民会議というのは主に市民あるいはいろんな団体の人たちがやっていると、その中にもこの図には載ってないんですけど、実は市民会議の山部会、市民会議の川部会、市民会議の海部会というのがある。市民会議山部会の座長は稲垣さんがやっている。今日は御欠席なんですけど、このメンバーである矢森協の稲垣さんがその座長をやっていますんで、市民会議の山部会座長は稲垣さん、地域部会山部会座長は私ということで進めています。

それで、この流域圏懇談会の基本的なコンセプトは、学識者がリードしたり行政がリードしたりするんじゃなくて、基本的には市民が何がしたいか、何ができるかということをも市民が議論して、それを助けるための学識者、それを助けるための行政というような位置づけで今は進んでまして、その市民部会山部会の中で何が議論されて現在どこまで来たかというのが次の白黒の紙に書いています。

これ、本当はだから稲垣さんから説明していただくというのが筋なんですけど、今日はちょっと御欠席なので私が代理で説明させていただくんですけども、山部会としてはやはり矢作川の流域の住民は矢作川の恵みで生きているんだと。その恵みをもたらすものは一つとして山があり、そこに山に住んでいる人たちがいる、村がありという位置づけだということ共有しようということから出発しました。

その先は、じゃあ山とか森林ということについて議論を整理していく中で、人と山村というのが左側につくり、右側には森林というのをつくっています。その下の枠の中には、まず歴史的にどういう流れで現在の状態にいったのかなというのを上の三つのところで書いています。例えば人と山村のところには高度経済成長期より前は自給的経済があり、自立していて自治があり、誇りがあつたとか、いわゆる百業をやっていたというようなことがあって、それが高度経済成長によって若者が流出したとか、そういうような整理をしています。右側のほうが森林について昔は薪炭林施業を行ったとか、ハゲ山もあったとか、それが今度は国策とかもうかるということで拡大造林が行われたとか、そういうことを書いてきています。

もちろん、これは暫定版と今、書いてありますけど、これ、現時点ではたたき台で、まだ決まったものではありませんので、ここに書いてある文章には少なからず個人的な思いこみとかがあるかもしれませんけども。こういう認識をした上で、近未来にほうっておくとどうなるかということ、あんまりいいことは起きないということを書いて、じゃあ望ましい未来像は何かということ、その流域圏全体の人々の暮らしにとって最も望ましい森林のあり方はこうではないかということを書いていきます。

ここまですでに認識の共有で、その次に課題と解決処方何かということ。もちろん、人と地域の問題というのも非常に重要で、農山村の人、地域、あるいはそこに住んでいる人たちの問題はもう非常に深刻なものがたくさんもちろんあるんですけども、その中で既に矢作

川流域圏の中で自発的に始まっている取り組みはさまざまある。その取り組みをこうやってベストプラクティスみたいなものを集めたガイドブックみたいなものがつくれないかということをごちらでは考えている。

それから森林のほうでは、やはり矢作川流域の森林というのは3県のたくさんの市町村に分かれていて、それぞれがこういう条例とか計画をつくって、それぞればらばらに管理を市町でしてるんですけども、それが流域圏として統一性のあるものにはなっていないということで、あるいは海のほうの人たち、あるいは都会の人も植林しなきゃいけないと思っている人もいるような誤解があるということで、ここでは矢作川流域全体の森林をつくっていくためのガイドラインみたいなものがつくれないかと。それを一般の人でもわかるように示すモデル林みたいなものをつくってデータをとっていきたいというようなことを現時点では提案しようとしているということです。

それは市民が今、主導でここまで来てますけども、学識者というくくりで入って一体となって豊田市の森づくり構想をつくったときと同じような雰囲気までここまでやってきてまして、今後、さらにこれをいいものにしていって、こういう実際のガイドラインがつかれないかということをごねらっています。これは国土交通省さんがバックアップしてやってくださっているの、そういう意味では先ほどの議論じゃないんですけども、国土交通省の観点から見ると、流域の森林というのはこうあるべきだというようなことがある程度打ち出すことができれば、それをある程度県、市町村なり、あるいは森林所有者等も無視できなくなるんじゃないかなということを期待して、法的な根拠は何もないんですけども、紳士協定というか、共有できる基本的な理念として何か打ち出せないかということをご考えています。

ということなんで、これは中間の報告なんですけども、今後の議論がある程度進んでいくと思いますので、その都度、報告したいと思うんで、どうぞ皆さん御理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○大畑委員

今、このメンバー募集というのは。

○蔵治委員

メンバーは常時募集をしています。団体でもいいですし、個人でもいいし。今、ここに現時点でのメンバーというのはリストされているけども、ここに書いてある以外にもどんどん増えている状況で、皆さんもぜひよろしければ入っていただければ、メーリングリストなど使って情報の共有化ができる。あと、国土交通省豊橋河川事務所のホームページには今までのすべての会議の議事録とかすべて載ってますんで、詳細な情報は全部そこで確認できると。

私の印象では、今までの国土交通省のやってきたこういうようなものとはかなり違う、かなり画期的なことをやってらっしゃるかなという印象は今のところ持っていますけども。

○岡本会長

意見のある方、御意見のある方……。

○原田産業部専門監兼森林課長

私も行政機関の中の豊田市のところのメンバーで、会合に何回か出ています。豊田市は部会でいうと山部会と川部会に属していて、専ら山部会のほうは私のほうが出ていて、川部会のほうには河川課のほうが出ています。それでいろんな議論をやって、まだはっきりしないところもあるんですけども、蔵治先生のお話で国交省がここまでやっているというのは画期的なことじゃないかと言うんですけども、私もそれは全く同感でして、昔、矢作川流域では矢作川流域開発研究会というのがあって、いろんな流域の問題を検討してきた過去があるんですけども、あるとき、そういう動きが全くなくなってしまうと、流域を考えるような仕組みとかチャンスというかタイミングがなくなっちゃったんですけども、今回、それが復活したのかなというふうに思っています。そういう意味では国交省が山のことまで、あるいは森林ことまで踏み込んで検討しようとしているのは、ある意味、画期的なことだなというふうに思っています。特に、市民を巻き込んでやってるところも昔の役所の流れとはちょっと違うところかなというふうに思います。

○岡本会長

そのほか何か御意見あったら。

○北岡主幹

よろしいでしょうか。それでは、お配りしました資料の中の豊田市森づくり白書（案）という、ちょっと分厚いがあると思いますけど、それを簡単に説明させていただきたいと思います。

お手元の森づくり白書（案）をごらんください。これは平成22年度版の原稿がやっとできたということですのでございます。多少、まだ数字が入っていないという部分もあったりして完全ではありませんので、案という段階で特別的な部分だけ御説明をしたいと思います。

内容的には1章、3章、それから前段ぐらいはほぼ毎年同じ形で、数値を時制的に変えたぐらいです。

一番多く変えたのが第2章なんです、17ページをちょっとご覧いただきたいと思います。毎年、森づくり白書の中で中身を変えるのが第2章でして、その時々に応じたトピックス的なものを書かせていただいています。平成22年度は東海豪雨10年、森づくりの日のイベントも東海豪雨10年で去年やらせていただいたんですが、それをポイントに第2章を構成致しました。ですから、東海豪雨から10年、そのときの雨の状況ですとか、森林被害の様子ですとか、それから特に皆さん方にちょっと見ていただきたいのが17ページの一番下にあります3の矢作ダムに流入した流木の状況というところです。

これは今まで、新聞報道等を含めて、常に切置き間伐をしたスギやヒノキが東海豪雨で流れて、それがいろんな災害をもたらした。だから切置き間伐はだめだという話が出ても出るんですけども、調査の結果ではそうではありません。18ページの真ん中の表を見ていただきたいと思うんですが、災害前の流木の状況による区分というところを簡単に説明させていただきます。これは右上の表の右側の樹木等別流木の本数というところのスギの6,762本がどういう状態で流れてきたかというのを調査されたものですが、

立木に起因する、要するに立ったまま生きていた木が流されてきたというのが3,080本。だから災害前に伐採された木に起因するということは、これは間伐、切って放っておいた材ということですが、それが743本。それから、わからなかったというのが2,939本。そういうことを考えると、上二つを足した3,800本のうちの伐採されてた木は743ということですから、それほど多くはないということです。圧倒的に生きて立ってた木が土砂災害、土砂崩れで流されて矢作川に流れ込んだと、こういうことですので、別に間伐材だけが流れていったということではないということが明らかになっております。

あと、そういった状況を見ながら、これから私どもがどうしたらいいかというところの結論が19ページの右側の5で書いた、森林が持つ山地災害を軽減する働きを高めていきたいと思っております。それが森づくり構想の基本理念の1と合わせて書いてございます。

最後に、21ページになりますけれども、じゃあこれから豊田市、私どもが皆さん方と一緒に目指している森づくりがどうしたら進んでいくかということをもとめてみました。森林所有者に対するもの、一般市民に対するもの、林業事業者に対するものというようなものをまとめてみましたので、これもぜひ一度、御一読いただければありがたいと思っております。

先ほども申しましたように、それ以外のものは毎年21年度のを22年度に直す、あるいは過去の事例に22年度を加えるというようなものでありますので、また一度、内容についてはぜひ読んでいただきまして御不審な点、あるいはこの数字おかしくないかというようなことがありましたら、私どものほうに御連絡いただければありがたいということで、本日、案の段階で出させていただきます。これについては、何とか1月中ぐらいに今年を作成したい。いつも3月になってから出しているものですから、せめて1月中ぐらいには冊子にして、皆さん方にもお送りしたいと思っておりますし、講評をいただきたいというふうに思っております。

以上で、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○岡本会長

これも気がついたらまた何なりと。

○北岡主幹

ぜひ。前も蔵治先生から収支が足すと合わんという厳しい指摘をいただきましたのでどんなことでも結構です。

○岡本会長

あとは、次は。

○原田産業部専門監兼森林課長

あとは次回の委員会なんですけども、24年1月中旬を予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。これが先ほどの市町村森林整備計画の最終案を御審議いただけたらというふうに思っています。この委員会を経て縦覧にもっていくと考えているのでよろしくおねがいします。

○岡本会長

そのほか、何かありませんか。

さっきもちょっとありましたけど、例の整備計画で何か、今話を聞いてすぐわからないことがあるとか、何か見ておかしいとかいう御意見があれば、今の森づくりの人に連絡していただければと思います。よろしく御検討ください。

それじゃあ、これでいいですか。それではどうも御苦労さまです。

(閉会時間 午後3時36分)

会議録署名者 議長 _____ 印

委員 1 _____ 印

委員 2 _____ 印